

令和5年5月2日

保護者のみなさま

松原市教育委員会
松原市立松原第四中学校
校長 田中 繁

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について(お知らせ)

令和5年4月28日に、大阪府から「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」のお知らせがありました。
つきましては、以下のとおりお伝えします。

記

【5月8日以降の対応】

- ・陽性となった子どもの出席停止の期間(学校に行けない期間)は、これまでの7日間から、体調が悪くなった日を0日目として5日間となります。ただし、出席停止の5日間の後も、体調がよくなった後、1日を過ぎていない場合は学校に行くことはできません。
- ・インフルエンザ等と同じように、新型コロナウイルス感染症になったときは学校へ連絡をしてください。
- ・インフルエンザや、新型コロナウイルス感染症になった後、学校へ行くときに病院からの「登校許可書」はおりません。そのかわり、学校からお渡しする「経過報告書」を書いて、学校へ提出してください。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
5月8日以降	体調が悪くなった日	出席停止期間(学校に行けない期間) (体調が悪くなった日を0日目として5日間を過ぎて、かつ体調がよくなった後、1日を過ぎるまでが学校に行けない期間)					学校に行けます	

- ・濃厚接触者かどうかを調べることはこれからありません。
- ・学校における毎日の対策は、換気をする、手洗いをすること、咳をするときに口をおさえる等を指導します。毎日の体温チェック等の提出は必要ありません。
- ・感染がひろがった時にはマスクの着用をすすめたり(個人の判断)、学校で勉強するときのお願いをすることがあります。そのときは、またお知らせします。